

JBA 公益財団法人日本バスケットボール協会

# バスケットボール活動再開に向けたガイドライン

第1版（2020年6月8日作成）



# CONTENTS

## ＜方針の整理＞

- はじめに
- ガイドライン策定の基本方針
- FIBA再開ガイドラインの概要
- ガイドラインの運用方針
- ガイドラインの考え方

活動再開の基準

活動再開時の留意点

## ● 事業別活動方針

競技会、強化育成活動、指導者講習会、審判/審判IR活動基本的考え方、法人運営

## ● 感染対策方針

事前の対応

会場における感染防止対策

事後対応

## ● 参考文献

2020年、新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の感染拡大によって多くの競技活動や大会の自粛を余儀なくされています。スポーツ活動を含めた活動制限や行動自粛の解除は、その収束に応じて段階的なプロセスを経て実施する必要があると思われます。新型コロナウイルスの影響により、厚生労働省、文部科学省、スポーツ庁を始め日本スポーツ協会や日本オリンピック委員会等、各種統括団体向けのガイドラインが策定公表されています。

「**JBAバスケットボール活動再開に向けたガイドライン**」（以下、「本ガイドライン」）は、政府や上位団体のガイドラインに基づき策定したものです。感染症予防や競技者・指導者等に向けた競技再開のための準備、そして大会運営や観戦者に向けた大会開催への道筋や基準を整理し、バスケットボール活動再開時および再開後における感染症拡大防止のための留意点をまとめたものです。

都道府県協会（以下「PBA」）では必要に応じて本ガイドラインを参照し、地域特性に応じた都道府県のガイドライン作成に取り組んでいただけるようお願いします。

- ◆なお、本ガイドラインは2020年6月8日の段階で得られている知見等に基づき作成しています。
- ◆今後、状況に応じて、本ガイドラインについても見直すことがあり得ることにご留意ください。
- ◆本ガイドラインの作成にあたってはJFA（日本サッカー協会）が5月22日に発行した「JFAサッカー活動の再開に向けたガイドライン」を参考にさせていただきました。
- ◆参考としたその他資料については巻末にまとめておりるのでご参照ください。

本ガイドラインの策定にあたっては、以下の項目を基本方針として掲げました。

## 1) 安全最優先

生命・健康の安全を最優先とし、感染拡大のリスクを最大限に排除した、選手・チーム、指導者、審判、運営スタッフ、それらの方のご家族等が安全に活動できる環境を提供します。

## 2) 「新しい日常」・「新しい生活様式」への適応

Before コロナの「日常」が即座に戻ることは無いということを前提に、置かれた状況の正確な分析・理解に基づくガイドラインを設計します。

## 3) FIBA再開ガイドライン

FIBA（国際バスケットボール連盟）より再開におけるガイドラインが公開されており、バスケットボール競技の特性を考慮しながら作成します。

## 4) 不当な扱いや差別などの禁止

感染状況で異なる活動差をもって選手やチームを不当に扱うことはせず、感染状況に起因する一切の差別や誹謗・中傷を許容しません。

## FIBA再開ガイドラインの概要(方針部分の抜粋)

### ●競技再開方針

- 再開のプロセスには段階的なアプローチが不可欠であることを認識する
- コーチングのサポートを最小限にして個々の選手のトレーニング機会を提供する
- 少人数のグループに分かれて距離やエリアの割り当てに注意する
- チームトレーニングは最終段階である
- 公的機関がスポーツ活動の再開を許可した場合、従来通りのトレーニングや競技会を開始することができる
- 但し公的機関により、大多数の個人が集まることを制限される可能性もあり、観客の参加を禁じることもあることに留意する
- 主催者は観客の管理のために会場スタッフのトレーニングが必要となることを認識する

本ガイドラインの運用にあたっては、以下の項目を運用方針として掲げました。

## 1) 本ガイドラインの拘束力

本ガイドラインはあくまでバスケットボール活動の再開について、おおよその目安として参考すべき留意点等をまとめたものです。

そのため各団体・チーム等の活動に対して強制力を持つものではありません。

## 2) 本ガイドラインの運用の優先度

本ガイドラインは主に政府の方針や上位団体が作成する指針に基づき、PBAやチーム等が活動する際に参考するために作成されたものであることから、その適用にあたっては、その時点での政府及び各自治体の方針や上位団体が作成するガイドラインが優先されるものとします。

※BリーグやWリーグ等トップリーグの開催／運営においては、各団体が別途作成するガイドライン等がある場合はそれらが優先されます。

## 3) 運用の際の留意点

PBAやチーム等においては、各地域での事業や活動を実施する際には、まずは当該地域での自治体の方針や指導を遵守していただくとともに、選手等の安全を最優先として、活動の開始時期や事業実施の可否について最終的な判断を行って頂くようお願いいたします。

## 4) 事業と活動に分けた判断基準

実際のバスケットボール活動と競技会・講習会事業で判断基準を分けて考えます。活動の可否判断では感染拡大防止及びケガ防止（選手のコンディション）の2点を考慮する必要があります、事業の可否判断では感染拡大防止を考慮する必要があります。

## 5) 本ガイドラインの改定

本ガイドラインは、政府の方針や上位団体の示すガイドラインに変更があった場合や本協会が必要と判断した場合に改定を行うものとします。

## 1. 活動再開の基準

### 1) 活動レベルの設定

政府の専門家会議が2020年5月14日に発表した、感染状況に基づく都道府県の3区分をベースに、バスケットボール活動再開の基準とする各活動レベルを設定しました。

感染状況に基づく都道府県の3区分

| 緊急事態宣言の対象地域 |   | 解除地域                                |                             |
|-------------|---|-------------------------------------|-----------------------------|
| 名 称         | 特定警戒  | 感染拡大注意                              | 感染観察                        |
| 判断基準        | 累積数、経路不明の割合、増加の勢いなどに加え、直近1週間の感染者数も              | 新規感染者数などが、「特定警戒」の半分程度               | 感染者数が「拡大注意」の水準に達しない         |
| 対応の基本       | 接触の8割減  | 新しい生活様式を徹底必要に応じ自粛を要請                | 新しい生活様式を徹底                  |
| 外 出         | 法に基づき外出自粛を要請                                    | 不要不急の他県への移動は避ける                     | 他区分の県への不要不急の移動は避ける          |
| 仕 事         | 出勤者数を7割減  | 在宅勤務、時差出勤などを推進                      | 必要に応じ、在宅勤務や時差出勤を進める         |
| イ ベ ン ト     | クラスター発生の恐れがあるものや3密の集まりは法に基づき自粛を要請               | クラスター、3密となるものは自粛要請、そのほかは予防方針を踏まえた対応 | 参加者は100人以下、かつ定員の50%以下が開催の目安 |
| 施設の使用制限     | • 感染拡大のおそれのある施設の使用制限の要請<br>• 感染防止策を講じた上で開放もあり得る | • 地域の実情により協力要請を実施<br>• 注意喚起の徹底      | 地域の実情に応じ、法に基づく協力要請も含めて適切に判断 |

厚生労働省 2020.5.14 状況分析・提言による（抜粋）

## 2) バスケットボール事業再開に向けた5つの活動レベル

前述の3区分を基にして、事業実施に伴う移動の範囲などの要素を考慮し活動レベル及びそれぞれの目安となる活動の範囲を設定しました。

- ・「事業」とは、競技会や講習会等を指し、チーム活動と区別します。
- ・下記活動レベルの適用はレベル3までは都道府県/ブロック、レベル4・5は全国規模とし、市区町村単位での扱いは必要に応じて個別の状況を踏まえ主催者が判断してください。
- ・いずれのレベルにおいても、主催者が当該地域の自治体の方針などを優先的に考慮し、最終的な事業実施の可否判断を行った上で、感染拡大防止のための十分な対策を講じることが前提です。

| 活動レベル    | 状態                 |                    | 活動の範囲                                 |   | 都道府県／ブロック事業  | JBA事業   |
|----------|--------------------|--------------------|---------------------------------------|---|--|---|
|          | 自都道府県              | 他都道府県              | チーム活動                                 | JBA事業   |  |   |
| レベル1<br> | 「特定警戒」             | —                  | 完全自粛<br>個人トレーニングは可能                   | 完全自粛  | ■活動再開に向けたフィジカルトレーニング動画配信   |   |
| レベル2<br> | 「感染拡大注意」           | —                  | 段階的再開<br>移動は都道府県内のみ                   | 段階的再開<br>比較的小規模な事業、都道府県内のみ                    | ■指導者・審判講習会<br>■育成センター活動(地区・県)<br>■都道府県リーグ<br>■全国大会都道府県予選                   |   |
| レベル3<br> | 「感染観察」             | 政府の3区分が混在          | 段階的再開<br>移動は「感染観察」もしくは3区分に該当しないエリアに限定 | 原則再開<br>同一地域に「特定警戒」「感染拡大注意」の都道府県が無い場合、地域内活動再開 | ■指導者・審判講習会<br>■育成センター活動(U12ブロック)<br>■ブロック大会                                | ■エリア別競技会  |
| レベル4<br> | 「感染観察」             | 各都道府県が「感染観察」       | 状況を考慮し原則再開                            | 原則再開<br>(全国、一部制限あり)                           | ■各都道府県主催の全国規模の大会・イベント  | ■国内競技全国大会(一部限定開催)<br>■ナショナル育成センター活動<br>■指導者・審判講習会       |
| レベル5<br> | 全都道府県が「感染観察」に該当しない | 全都道府県が「感染観察」に該当しない | 完全再開                                  | 完全再開<br>(全国)                                  | 事業再開決定において感染状況の区別以外に考慮すべき要素例<br>政府及び上位団体の方針<br>事業や活動の規模<br>参加者の属性(子ども・成人等) | ■国内競技全国大会<br>※国際試合の取り扱いは別途<br>■コーチカンファレンス<br>全国コーチクリニック |

JBA事業の実施にあたっては、都道府県／ブロック事業や、チーム活動・選手の状況への十分な配慮が必要。

JFA活動再開ガイドラインより改編

## 2. 活動再開時の留意点

### 1) 各活動レベルにおける事業・活動の実施の考え方

※スポーツ活動に際しては「活動再開ガイドラインの手引き」の段階的活動再開ステップの遵守を推奨します。

#### 活動レベル1：当該都道府県が緊急事態宣言の対象地域

- ・複数名が特定の場所へ集合することを伴うすべての事業・活動の実施を自粛してください。
- ・不要不急の外出の自粛、3つの密（密集、密接、密閉）を避けるなど、自己感染を回避するとともに他人に感染させないよう徹底してください。

#### 活動レベル2：当該都道府県が感染拡大注意の対象地域

- ・参加者が都道府県をまたいで移動する事業・活動については、自粛してください。
- ・各都道府県知事によるイベントの開催制限が解除となった場合は、比較的小規模な事業について、十分な感染対策を講じた上でPBA主催事業の実施が可能となります。
- ・比較的小規模とは「最大でも50人程度」と想定されます。(施設要件やコートの大きさ、必要最低限のスタッフ等によって適宜対応を推奨します)
- ・なお、観客が想定される事業については原則無観客とし、参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

#### 活動レベル3：当該都道府県が感染観察であり、他地域で政府の3区分が混在

- ・同一地域内の都府県が全て「感染観察」で、且つ事業主体PBAの自治体首長によるイベントの開催制限が解除されている場合は、十分な感染対策を講じた上でブロック事業の開催が可能となります。
- ・各都道府県知事によるイベントの開催制限が解除となった場合は、大規模な事業について、十分な感染対策を講じた上で都道府県内事業が可能となります。
- ・大規模とは屋内についての参加者数は「100名以下、且つ定員の50%以下」が開催の目安となります。(施設要件やコートの大きさ、必要最低限のスタッフ等によって適宜対応を推奨します)
- ・なお、観客が想定される事業については原則無観客とし、参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

#### 活動レベル4：全ての都道府県が感染観察の対象地域

- ・各都道府県知事によるイベントの開催制限、他県への移動制限が全ての都道府県において解除となった場合は、十分な感染対策を講じた上でJBA主催全国大会開催（一部制限を含む可能性あり）が可能となります。
- ・参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。
- ・なお、観客が想定される事業については、生命・健康の安全確保を最優先とし動員可能ですが、開催地域の状況に応じて段階的に増員していくことを推奨します。

#### 活動レベル5：全ての都道府県で感染観察状態が解消

- ・十分な感染対策を講じた上で全国的規模のJBA主催事業の完全実施が可能となります。
- ・参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。
- ・なお、観客が想定される事業については、生命・健康の安全確保を最優先とし動員可能です。

## 競技者向け

- 競技会（大会・リーグ戦）
- 強化育成活動（代表活動・育成センター）

## 指導者向け

- 指導者講習会

## 審判員/審判インストラクター（IR）向け

- 審判員/審判IR 大会・講習会等における基本的考え方

## 運営者・施設利用

- 法人運営

## 競技会（大会・リーグ戦）

|    | 都道府県／ブロック  | JBA  |
|----|--|--|
| 方針 | <p>当該都道府県において緊急事態宣言が解除され、会場において十分な感染防止対策が講じられている場合には都道府県協会主催大会開催可能</p>                   | <p>2020年6月末まで全てのJBA主催全国大会は中止<br/>※2020年6月8日現在</p>    |
|    | <p>都府県間の移動制限が解除され、会場においては十分な感染防止対策が講じられている場合にはブロック主催大会開催が可能</p>                          | <p>各都道府県において緊急事態宣言が解除され、参加者の開催地域への移動が可能な状態になっている</p> |
|    | <p>上記大会に参加するにあたり、各チームはコンディションが十分に整っていること、日常において新しい生活様式が徹底していること、また保護者が参加を承諾していることが条件</p> | <p>開催都道府県が競技会開催を承認している</p>                           |
| 参考 | <p>日本スポーツ協会・日障協 スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン</p>  |  |

## 強化育成活動（代表活動・育成センター）

|    | 都道府県／ブロック   | JBA   |
|----|---|---|
| 方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動休止期間を考慮し、十分な復帰機関・プログラムが講じられていること</li> <li>・政府や当該都道府県自治体が示す、活動参加者・施設・エリアに適用される各種規制・ガイドラインを遵守すること</li> <li>・活動休止期間を考慮し、十分な復帰機関・プログラムが講じられていること</li> <li>・所属先のチーム活動が再開していること</li> <li>・開催可否は各主催者が責任をもって判断すること</li> </ul> | <p>(1) 代表候補選手を招集する活動については下記事項を尊重・遵守する。</p> <p>①活動レベル5 になるまで活動参加は「自由意志」とする<br/>         ②政府や当該自治体の各種規制ガイドラインを遵守する<br/>         ③検温・行動履歴等が確認できる状態にあること<br/>         ④活動休止期間を考慮し、十分な復帰期間があること<br/>         ⑤原則所属先のチーム活動が再開していること</p> <p>(2) HPSC（ハイパフォーマンススポーツセンター）の利用について</p> <p>※NTC（味の素ナショナルトレーニングセンター）を含む</p> <p>①必ずHPSCのガイドラインを遵守する<br/>         ②利用再開の目安としては、政府の感染状況に基づく3区分は混在しているが、他県への移動に規制がかかるない活動レベル3以上を最低ラインとする</p> |
| 参考 | 日本スポーツ協会・日障協 スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン<br>新型コロナウィルス感染症（COVID-19）対策としてのスポーツ活動再開ガイドライン（国際競技力強化版）  |   |

## 指導者講習会

|    | 都道府県  | JBA   |
|----|---|---|
| 方針 | <p><b>C級・D級・リフレッシュ研修会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種事業の実施については、活動参加者・会場・エリアに適用される各種規制・ガイドラインを遵守して行う。開催可否は各主催者が責任をもって判断する。</li> <li>大会におけるコーチライセンス適用基準については柔軟に対応するよう検討。</li> <li>登録コーチのリフレッシュポイント取得は、オンラインのリフレッシュ研修会利用を推奨。リフレッシュ研修会を急いで開催する必要なし。</li> <li>新規リフレッシュポイント適用開始時期を2023年度から2024年度に変更することを検討。</li> </ul> | <p><b>S級～B級、コーチデベロッパー講習会<br/>リフレッシュ研修会、ジュニアエキスパート講習会<br/>キッズインストラクター講習会</b><br/>※2020年6月8日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7月までの講習会・研修会については中止または2021年1月以降に延期。</li> <li>8月以降の講習会・研修会については、延期事業を含めて実施事業および開催日程を再検討。大会等におけるコーチライセンスの適用基準やコーチデベロッパー養成に関わる講習会を優先して計画を見直し。（ジュニアエキスパート講習会、キッズインストラクター講習会、リフレッシュ研修は無期限延期）</li> <li>8月以降の事業については3段階に分けて実施可否を判断。実施できない場合は延期にはせず中止とする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>第一次判断は、事業開催の2ヶ月から3ヶ月前</li> <li>第二次判断は、それぞれの事業開催の1ヶ月前</li> <li>第三次判断は、それぞれの事業開催の2週間前</li> </ul> </li> <li>講習会受講予定者に不利益が生じないよう、受講有効期限の延長、ライセンス適用基準の免除等を実施。</li> <li>リフレッシュ研修については、オンラインで受講できるコースを開講。今後の状況に応じてリフレッシュポイントの獲得猶予を検討。</li> <li>都道府県で実施するC級・D級コーチ養成講習会については、オンラインでの実施可否の検討・検証を実施。</li> <li>指導者の学びを継続するために、Webコンテンツを充実化。</li> </ul> |
| 参考 | 4/23発信「オンラインリフレッシュ研修(eラーニング) 申込受付についてのご案内」<br>日本スポーツ協会・日障協 スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン  |   |

## 審判員/審判IR 大会・講習会等における基本的考え方

|    | 都道府県／ブロック   | JBA |
|----|---|-----|
| 方針 | <p><b>【共通】</b></p> <p><b>(1) 大会開催について（各審判委員会は大会を協力）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①審判員/審判IRの安心安全を最優先し各種対応そして判断を行う</li> <li>②大会実施に際しては、開催に向けて最大限の協力を行う</li> <li>③主催者と連携し、大会における感染対策について審判員/審判IRへ確実に通知する<br/>※各チェックリストにより詳細を明確にし提示</li> <li>④上記感染対策を提示したうえで、審判員/審判IRへの参加希望調査を実施<br/>※参加については審判員/審判IRの意思を尊重し、不参加者に対して不当な不利益が生じないように配慮する</li> <li>⑤大会開催に向けて最大限の協力をを行うため、参加希望調査（都合伺い）の結果によってはライセンス基準（審判員はライセンス・ユニフォーム必須、試合レベルによるライセンス適用等）を特例として対応することも可とする（主催者との確認）</li> <li>⑥上記、特例を適用しても割当等対応できないときは、その旨主催者に伝え対応を協議する</li> </ul> <p><b>(2) 講習会等開催について（各審判委員会が主催・主管となる）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①受講者の安心安全を最優先し各種対応そして判断を行う</li> <li>②講習会等の実施に際しては、協会および連盟と連携し感染対策について受講者に明確に提示する<br/>※感染防止対策策定については、政府および関係自治体による各種基準（感染状況に基づく都道府県の3区分：移動制限、3密対策等）を考慮し、チェックリスト（審判員/審判IR運営、講習会運営、施設管理）にて詳細を明確にする</li> <li>③上記感染対策を提示したうえで、受講者への参加希望調査を実施<br/>※参加については受講者の意思を尊重し、不参加者に対して不当な不利益が生じないように配慮する</li> <li>④上記参加希望状況により最終的に開催可否の判断を行う</li> </ul> <p><b>(3) 審判員・審判IR</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自身そして関係者の安心安全を最優先し各種対応そして判断を行う</li> <li>②審判員/審判IRの大会および研修会等の参加については、主催者が示した感染対策を確認したうえで、各自の職場・家族等関係する方々の状況を考慮し判断する。（参加については自由意志であり自己判断）</li> <li>③審判員/審判IRが大会および講習会等に参加する場合は、主催者が示した感染対策を厳守する（体調チェックシート記載提出等）</li> </ul> | JBA |
| 参考 | JBA審判発信文書 5/22発【2020年度新型コロナ感染症による審判および審判インストラクターライセンス特例措置について】<br>日本スポーツ協会・日障協 スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン  |     |

## 法人運営

|    | 都道府県／ブロック   | JBA   |
|----|---|---|
| 方針 | <p>感染対策の体制構築のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・働き方、勤務場所の基本的考え方</li> <li>・職場に通勤する場合の留意点</li> <li>・職場での働き方のルール作り</li> <li>・職場での衛生環境の維持</li> <li>・職員への感染対策の理解促進</li> <li>・感染者が確認された場合の対応</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・JBAは政府や自治体の指示を踏まえ、職員の健康・安全・感染拡大防止を第一に2020年2月26日より在宅勤務を開始、6月30日まで実施予定</li> <li>・事業所内は、2メートルを目安に職員の勤務スペースを確保し、密室での会議を禁止</li> <li>・オフィスのトイレ、休憩スペース、設備・器具などを定期的に清拭消毒を実施</li> <li>・従業員に対して、感染防止対策の重要性を理解させ、マスクの常時着用や手洗いの励行を含め、日常生活を含む行動変容を訴える</li> <li>・職員あるいは同一オフィス内で他社の職員の感染が確認された場合のマニュアルを整備</li> </ul> |
| 参考 | <p>経団連 オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン<br/>厚生労働省 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」</p>  |   |

主催者は以下の内容を踏まえつつチェックリストを作成して感染対策に取り組んでください。

※チェックリストはサンプルとして捉え、主催者で適時修正してご利用ください。

## 1. 事前の対応

主催者は、会場において感染対策に向けた準備を行うと共に、参加チームに対して感染防止のために選手・スタッフが遵守すべき事項を明確にして事前に連絡し協力を求めることが重要です。主催者及び参加者（チーム）はそれぞれ感染対策責任者を設置し、事前・事業実施日・事後にお互いが連絡を取り合える環境を構築してください。

なお、事業実施日、事後も含めて以下の項目の実行が難しいと判断された場合は、開催都道府県において集会・イベントの開催が許可された状況下にあっても、事業等の中止・延期を検討頂くようにお願いいたします。  
※各個人が感染対策を講じることはもちろん重要ですが、仮に誰かが感染した場合でも、濃厚接触者を最小限にする感染対策が、主催者には求められます

### 1) 以下の事項に該当する場合の自主的な参加の見合わせ（事業等当日にチェックリストにて確認）

- ・ 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- ・ 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる
- ・ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

### 2) 事業等参加者全員のマスク着用

### 3) 主催者が示す注意事項の遵守

## 4) 事業終了後に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の速やかな報告

## 5) 事業実施中は可能な限り行動記録を記載（感染者発生発覚の際の濃厚接触者特定に役立ちます）

(例) チェックリスト

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号、Email アドレス※個人情報の取扱に十分注意）
- ② イベント当日の体温
- ③ 競技会前2週間における以下の事項の有無
  - 平熱を超える発熱がない
  - 咳（せき）、のどの痛みなどの風邪症状がない
  - だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がない
  - 臭覚や味覚の異常がない
  - 体が重く感じる、疲れやすい等がない
  - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がない
  - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいない
  - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がない

## 2. 会場における感染対策

主催者は以下の点に配慮しつつ、感染対策を講じてください。

- ・マスクの着用やソーシャルディスタンス確保の徹底、基本的な衛生工チケットを遵守する。
- ・審判や会場ボランティア(モッパー等)はマスク等の顔を覆うものを着用することが望ましい。
- ・手指消毒液など、試合や練習では広く使用ができるように準備し、参加者/選手、コーチ、審判は頻繁に手洗いを実施する。
- ・スポーツ施設・用具器具、その他の備品も頻繁に消毒すべきである。

※バスケットボールの消毒に関しては、ボールそのものの劣化を招く可能性があるとされています。詳しくはお使いの各ボールメーカーの「お手入れ方法」に従って下さい。

- ・審判は笛の代わりに、電子ホイッスルを使用しても良い。
- ・試合前後または試合中に、握手、ハイタッチ等の接触は避ける。

### 1) 諸室等

イベント等で使用する諸室等において、以下の対応を行ってください。

- ・各部屋にアルコール消毒液を設置する。
- ・全てのドア及び窓を開け、3つの密が発生する環境を阻止し、ドアノブを介した接触感染を防ぐ。
- ・ドリンクを冷やすためのアイスボックス・イベントクーラーは使用しない。
- ・飲食売店の運営は、安全対策に十分配慮した上で判断する。運営する場合は、イベントクーラーを使用したドリンクの販売は行わない。また、アルコール類の販売も当面は行わない。
- ・座席を設置する際に前後左右1.5~2m間隔をあけ、お互いが正面に座らないよう配慮する。
- ・喫煙所は設けない。

## 2) 手洗い場所

事業参加者や関係者が手洗いをこまめに行えるよう、以下の対応を行ってください。

- ・ 手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹼を用意することが望ましい。
- ・ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- ・ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。  
(布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。)
- ・ アルコール消毒液を設置する。

## 3) トイレ

トイレについても感染リスクが比較的高いと考えられることから、主催者は以下の対応を行ってください。

- ・ 便器のふたを閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ 手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹼を用意する。
- ・ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- ・ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。  
(布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。)

## 4) 更衣室・ロッカールーム

イベントや競技会で更衣室やロッカールームを使用する場合、3つの密が揃うため感染リスクが比較的高くなります。以下の準備を行ってください。

- ・ 広さにはゆとりを持たせ、利用者同士が密になることを避けること。
- ・ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する、別室を用意するなどの措置を講じる。
- ・ 室内またはスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テープル、椅子等）については消毒する。
- ・ 換気扇を常に回す、2つ以上のドア、窓を常時開放して換気を行う。

### 更衣室等利用者の注意事項

- ・ 利用者はマスクを着用し、会話を最小限に留める。
- ・ 利用者はロッカールームの滞在時間を短くするため着替えに限定する。
- ・ 利用者はシャワーを交代で使用し、密集を避ける。

## 5) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

主催者は、事業等の参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

### (1) 十分な距離の確保

- ① 競技の種類に関わらず、運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（2mが目安）を空けること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
- ② 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるためより一層距離を空ける必要があること。
- ③ マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

### (2) 位置取り

- ① 走る・歩くイベントにおいては、前の人への呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

### (3) その他

- ① 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。
- ② タオルの共用はしないこと。
- ③ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。
- ④ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと。

## 6) ゴミの廃棄方法

会場等で発生したゴミを収集する際は、マスクや手袋を必ず着用してください。ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄してください。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗い、手指消毒してください。

## 7) その他

**これら1~6を実施しても感染リスクをゼロにすることはできません。**

主催者及び参加チームは、その点を理解した上で、事業等の実施や参加をしていただくとともに、関係者への周知を行ってください。

また、特に夏場においては、各諸室の窓、ドアの開放、参加者全員にマスク着用を義務化することにより、熱中症を発症するリスクが高まります。こまめな水分補給を心掛けましょう。

## 3. 事後対応

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、イベント等当日の参加者から取得した書面や健康チェックシートを、保存期間（少なくとも3ヶ月）を明記した上で保存しておくようにしてください。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針」（2020.5.14）  
[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_0514.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0514.pdf)
- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020.5.14）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00093.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html)
- ・スポーツ庁 「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドラインについて」  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt\\_sseisaku01-000007106\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf)
- ・スポーツ庁 「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/20200522-spt\\_sseisaku01-000007433-1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20200522-spt_sseisaku01-000007433-1.pdf)
- ・(公財)日本スポーツ協会「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドラインについて」（2020.5.14）  
<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158>
- ・日本スポーツ協会「【5/25更新版】スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について」  
<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158>
- ・RETURN TO BASKETBALL FIBA COVID-19 RESTART GUIDELINES FOR NATIONAL FEDERATIONS  
<https://www.fiba.basketball/documents/restart-guidelines-for-national-federations-en>
- ・Basketball New Zealand COVID-19 Health & Safety Guidelines for Return to Basketball  
<https://nz.basketball/wp-content/uploads/2020/05/BBNZ-Health-Safety-Guidelines-for-Return-to-Basketball-as-at-14-May.pdf>
- ・Centers for Disease Control and Prevention Considerations for Youth Sports  
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/community/schools-childcare/youth-sports.html>
- ・Japan High Performance Sport Center 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策としてのスポーツ活動再開  
<https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/Portals/0/katudousaikaiguideline.pdf>
- ・National Federation of State High School Associations (NFHS) GUIDANCE FOR OPENING UP HIGH SCHOOL ATHLETICS AND ACTIVITIES  
[https://www.nfhs.org/media/3812287/2020-nfhs-guidance-for-opening-up-high-school-athletics-and-activities-nfhs-smac-may-15\\_2020-final.pdf](https://www.nfhs.org/media/3812287/2020-nfhs-guidance-for-opening-up-high-school-athletics-and-activities-nfhs-smac-may-15_2020-final.pdf)
- ・日本サッカー協会 JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン  
[https://www.jfa.jp/about\\_jfa/guideline.html](https://www.jfa.jp/about_jfa/guideline.html)
- ・日本サッカー協会 JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン（第1版）  
[https://www.jfa.jp/about\\_jfa/guideline.pdf](https://www.jfa.jp/about_jfa/guideline.pdf)